第4章 こども施策を推進するために必要な事項

第1節 こども・若者の社会参画・意見反映

（国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進）

ア 「こども若者★いけんぷらす」の着実な実施【こども家庭庁】

2023年4月1日に施行されたこども基本法では、基本理念として、こどもや若者の意見の尊重等が掲げられ、また、国や地方公共団体に対し、こども施策を策定等するに当たっては、こどもや若者等の意見を反映するための措置を講ずることが義務付けられている。

この趣旨を踏まえ、こども家庭庁では、小学生から20代までのこども・若者から、こども施策に対する意見を聴く「こども若者★いけんぷらす」（こども・若者意見反映推進事業）を開始した。

2023年度は、約4,000人が**「ぷらすメンバー」**として登録し、計27のテーマで**「いけんひろば」**を実施し、延べ約2,600人（アンケート回答数を含む。）から意見を聴取した。

参照 注目事例⑪ こども・若者の意見の政策反映～「こども若者★いけんぷらす」の開始～

イ 各府省庁等におけるこども・若者意見反映についての理解の促進【こども家庭庁】

こども家庭庁では、各府省庁や地方公共団体の職員向けに、こども・若者の意見反映について説明会を行ったほか、行政職員がこどもや若者の社会参画・意見反映について適切に理解し効果的に取り組むことができるよう、「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」を2024年3月に作成し、公表した。

KEYWORD

「ぷらすメンバー」

「こども若者★いけんぷらす」に登録した小学生から20代までのこども・若者のこと。

KEYWORD

「いけんひろば」

「こども若者★いけんぷらす」において、「ぷらすメンバー」が意見を伝える機会のこと。

資料：こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン
URL：https://www.cfa.go.jp/policies/iken/ikenhanei-guideline

図表2-4-1 「こども若者★いけんぷらす」の概要

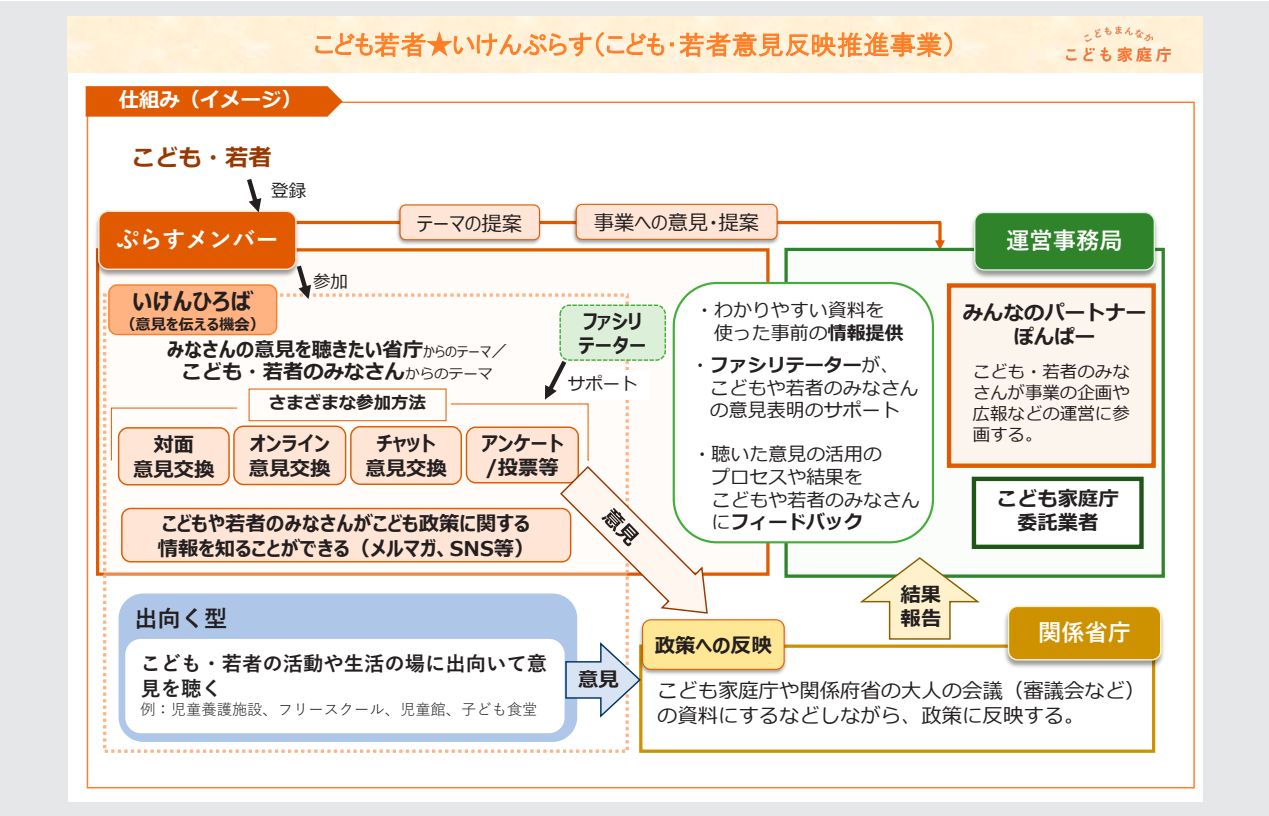

図表2-4-2 「いけんひろば」の様子

（地方公共団体等における取組促進）

ア　ファシリテーター等の派遣、国の取組の周知等を通じた支援【こども家庭庁】

こども家庭庁では、「こども・若者意見反映サポート事業」を開始し、2023年度は、山梨県、宮城県、東京都大田区、滋賀県近江八幡市にファシリテーター等の派遣を行った。

また、2023年11月に、こども基本法におけるこどもや若者の意見反映の趣旨を改めて周知するともに、こどもや若者、子育て当事者等の意見をこども施策に反映させるための国における取組を周知し、地方公共団体における取組を推進できるよう、内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画 孤独・孤立対策）から地方公共団体の首長及び地方議会議長宛てに書簡を、

こども家庭庁長官から各都道府県知事及び指定都市市長宛てに通知を発出した。

解 説

「こども・若者意見反映サポート事業」

希望する地方公共団体に対し、意見聴取の場づくりを始めとする一連の意見反映プロセスについての相談対応や意見を聴く場へのファシリテーター等の派遣などをこども家庭庁が行うとともに、意見聴取の場に周辺自治体からの視察を受け入れることなどにより、好事例の横展開を図り、地方公共団体における意見反映の取組を推進する。

（社会参画や意見表明の機会の充実）

ア　児童の権利に関する条約の認知度の把握と普及啓発（再掲）【こども家庭庁、外務省、法務省】

参照 第1章第1節イ

（多様な声を施策に反映させる工夫）

ア　多様な意見のこども施策への反映【こども家庭庁】

こども家庭庁では、2022年度に内閣官房こども家庭庁設立準備室において実施した「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究」において、声を聴かれにくいこどもや若者からの意見聴取の在り方について更なる検討が求められたことを踏まえ、2023年度に「多様なこども・若者の意見を聴く在り方及びこどもの意見反映に関する行政職員の理解・実践に向けたガイドライン作成のための調査研究」を行い、多様なこども・若者の意見反映プロセスの在り方を検討した。この調査研究の結果については、「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」に反映した。

（社会参画・意見反映を支える人材の育成）

ア　社会参画・意見反映を支える人材の確保等【こども家庭庁】

こども家庭庁では、こどもや若者が意見を言いやすい安全で安心な環境の全国的な整備に向け、こどもや若者が意見を言いやすい環境をつくり、こどもや若者の意見表明をサポートする「こども意見ファシリテーター」を養成するため、2023年度に「ファシリテーター養成プログラム作成のための調査研究」を実施し、養成プログラム・教材を作成した。

資料：多様なこども・若者の意見を聴く在り方及びこどもの意見反映に関する行政職員の理解・実践に向けたガイドライン作成のための調査研究
URL：https://www.cfa.go.jp/policies/iken/guideline/

資料：ファシリテーター養成プログラム作成のための調査研究
URL：https://www.cfa.go.jp/policies/iken/chosa/program

（若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備）

ア　若者が主体となって活動する団体等の活動の促進【こども家庭庁】

こども家庭庁では、若者が主体となって活動する団体等との連携強化に向けて、「こども・若者参画及び意見反映専門委員会」において、若者が主体となって活動する団体等から、活動内容や活動における課題についてヒアリングを行った。

解 説

「こども・若者参画及び意見反映専門委員会」

国及び地方公共団体が行うこども施策の策定・実施・評価におけるこども・若者の参画及び意見反映の在り方や促進方策等について調査審議を行うため、こども家庭審議会運営規則及びこども家庭審議会基本政策部会運営細則に基づき、こども家庭審議会基本政策部会の下に設置された専門委員会。

（こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究）

ア　こども・若者意見反映調査研究の実施【こども家庭庁】

こども家庭庁では、声を聴かれにくいこどもや若者からの意見聴取の在り方について更に検討を深めるため、2023年度に「多様なこども・若者の意見を聴く在り方及びこどもの意見反映に関する行政職員の理解・実践に向けたガイドライン作成のための調査研究」を行い、多様なこども・若者の意見反映プロセスの在り方を検討した。この調査研究の結果については、「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」に反映した。

また、こどもや若者が意見を言いやすい安全で安心な環境の全国的な整備に向け、こどもや若者が意見を言いやすい環境をつくり、こどもや若者の意見表明をサポートする「こども意見ファシリテーター」を養成するため、2023年度に「ファシリテーター養成プログラム作成のための調査研究」を実施し、養成プログラム・教材を作成した。

注目事例⑪ こども・若者の意見の政策反映 ～「こども若者★いけんぷらす」の開始～

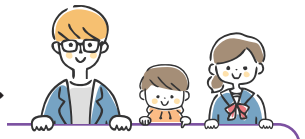

こども家庭庁では、こどもや若者が様々なテーマに対して、様々な方法で自分の意見を表明し、社会に参加することができる取組として「こども若者★いけんぷらす」を2023年度から実施している。

「こども若者★いけんぷらす」は、

- こども・若者が、政策に対して意見を伝えて、政策を決めるプロセス（過程）に主体的に参画する機会・場を得ること
- 政府（国）が、こども・若者の意見を広く聴いて、制度や政策に反映し、制度や政策をより良くすること
- 社会全体にこの取組を広く発信することで、こども・若者の意見を聴くことの大切さについての理解を広げること

を目的に事業を行っている。

この事業では、小学生～20代のこども・若者を対象としており、2023年度時点で約4,000人のこども・若者が、「ぷらすメンバー」として登録している。

2023年度は、各府省庁から「ぷらすメンバー」の意見を聴きたいと寄せられたテーマ、「ぷらすメンバー」が意見を言いたいテーマの計27テーマに関し「いけんひろば」（「こども若者★いけんぷらす」において、「ぷらすメンバー」が意見を伝える機会）を実施し、延べ約2,600人（アンケート回答者数を含む）から意見を聴取した。

図表2-4-3 「ぷらすメンバー」募集チラシ

「いけんひろば」（対面・オンライン・チャット）の流れ

①事前に準備する

こども・若者にいきなり「意見を言ってほしい」と求めても、意見を言うことは難しい場合がある。

そこで、こども・若者の意見表明に向けた意見の形成を支援するため、こども・若者の生活や困り事とテーマ・政策がどう関係するのかを、やさしい言葉を用いたり、身近な体験に置き換えたり、イラストを用いたり図解したりするなどして分かりやすく解説した資料（事前説明資料）を作成した上で、オンラインで事前説明を行っている。

図表2-4-4 事前説明資料の例

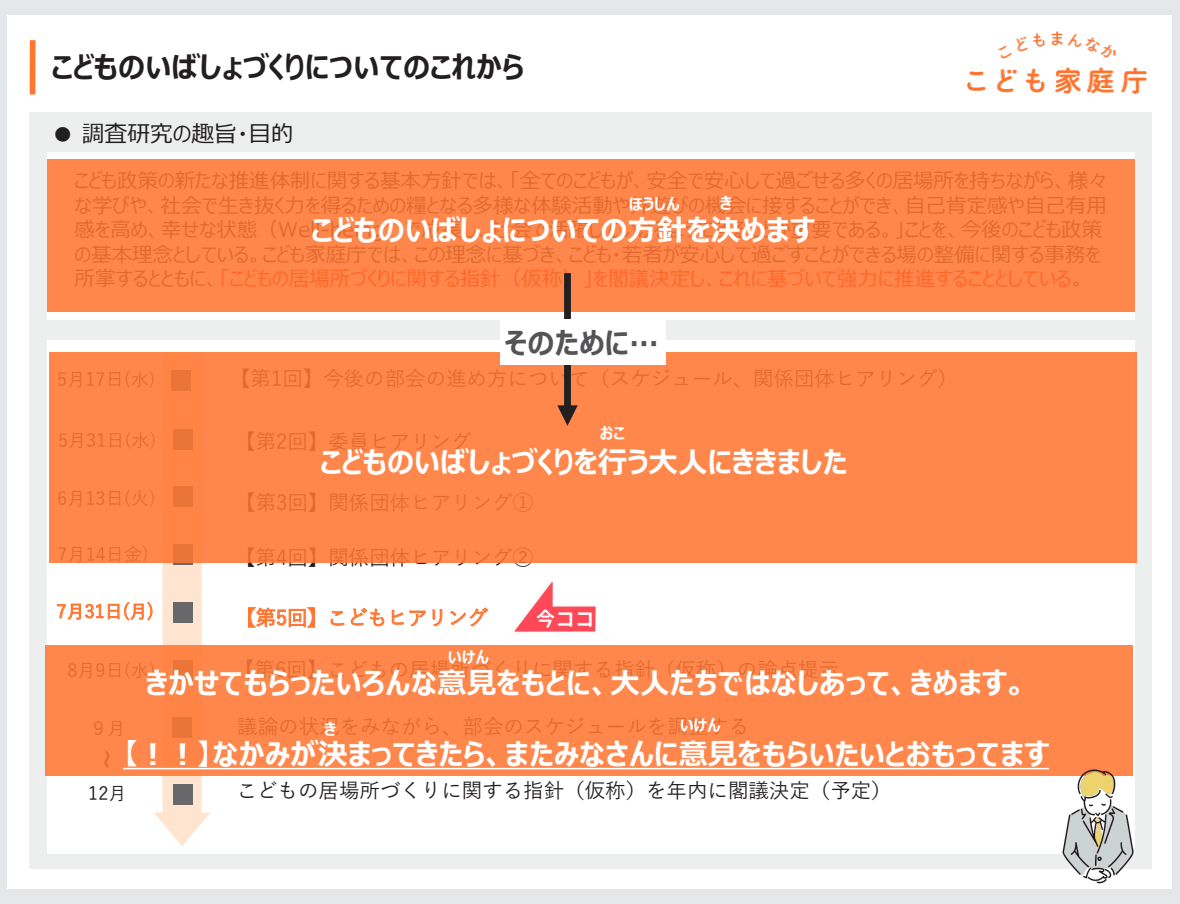

②意見を聴く

お互いの意見を大切にすることや意見の撤回が可能であることといった、「いけんひろば」に参加する大人にも、こども・若者にも守ってほしいことについて記載した「グラウンドルール」（意見を聴く場のルール）を決めている。

意見を聴く際には、年齢や性別等を考慮してグループ分けをしている。また、会場のレイアウト等を工夫するほか、ファシリテーターが各グループに入るなどし、参加者が意見を言いやすい環境づくりを心掛けている。

図表2-4-5 「いけんひろば」グラウンドルール（抜粋）

こどもまんなか
こども家庭庁

1．いけんひろばのルール①

☆ みんなが安心して参加するために ☆

- ◆ 年れいに関係なく、だれもが等しく話し合いに参加します。一人ひとりの考えを大切にします。否定したり、さえぎったりしないようにしましょう。
- ◆ 話したくないこと、個人的なことは、話さなくて大丈夫です。
- ◆ 一度言ったことを取り消して、他のことを言っても大丈夫です。
- ◆ 今日聞いたこと、だれが何を話したかは、他の人に言いません。
- ◆ みんなが話せるように、協力しましょう。

人と話すこと・意見を出しあうことを楽しみましょう！

困ったことがあったら、スタッフに教えてください

PwC

③意見を反映する

「いけんひろば」で聴いた意見を書き起こしたものを、「いけんのまとめ」として、テーマを担当する府省庁に送付している。また、「ぷらすメンバー」や社会全体に、「いけんひろば」でこのテーマにどのような意見が寄せられたかを報告するための「報告資料」を作成している。これらの資料を、必要に応じて、テーマを担当する府省庁の大人の会議（審議会など）の資料にするなどしながら、「いけんひろば」で聴いた意見の政策への反映を検討する。

図表2-4-6 「いけんのまとめ」の例

A班（小学１生～小学６年生／６人）

○「居場所」だと感じる場所（安心する場所・安心するとき）

- 落ち着く場所は家。リビングなどの家族が一緒にいるところ。あとは自分の部屋など一人で過ごせるところ。落ち着いたり安心したりするのは、家族（特にお母さん）や気が合う友達と遊んでいるとき、好きなゲームをしているとき。あとは「推し」がいるところ（グッズとかが置いてあるところ）も落ち着くと感じる。
- 安心する場所は家族がいるところや、友達がいるところ。家族や友達がいれば場所はどこでも大丈夫。あとは学校が好き。
- 安心するのは、家族と一緒にいるとき、お母さんや弟と話すとき、家にいるとき、寝ているとき。
- 安心する場所は、図書館と公園。図書館は静かで本が読めるところが好き。友達と遊んだりしている時や、学校で友達と話している時も好き。友達がいる場所に行けるといい。一人で校区内を散歩するのも好き。
- 友達や小学生（同じくらいの年の子）と話してるときが楽しい。このいけんひろばも色々な人と話したり、意見を交わしたりできるから楽しい。
- オンラインのフリースクールで勉強しているが、そこで「推し」がいる。顔を名前も知らない人と話すことが楽しい。ゲーム・イラスト・ボカロ・アニメなど色々なことをやって、毎日８時間くらい絵を描いていて、それが楽しい。「推し」の話をしたり、聞いたりしている時間が一番楽しい。

図表2-4-7 報告資料の例

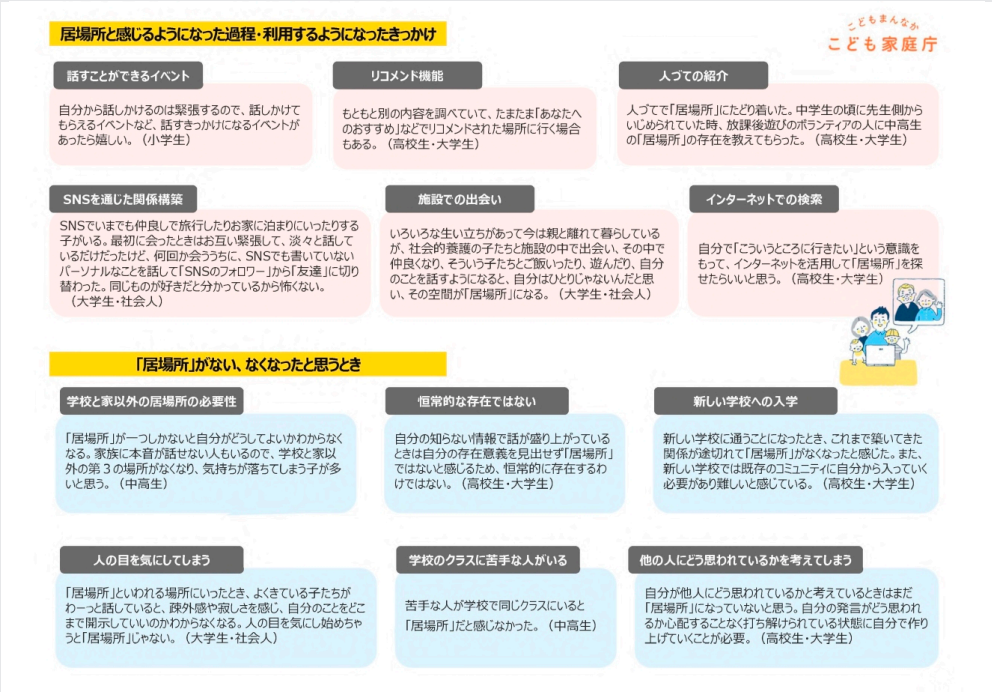

④フィードバックする

テーマを担当する府省庁は、意見の反映を検討した後には、意見が政策に反映されたか、反映されなかった場合はなぜなのかをこども・若者に分かりやすく説明する「フィードバック資料」を作成している。

図表2-4-8 フィードバック資料の例

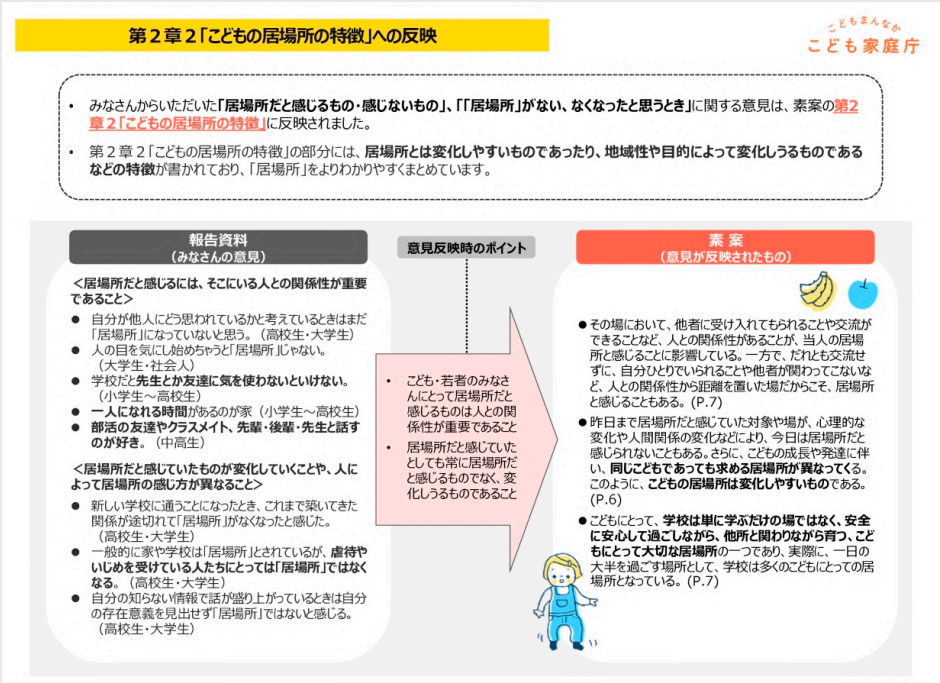

みんなのパートナーぽんぱー

「こども若者★いけんぷらす」は、こどもや若者の意見を聴き、政策に反映するための事業であり、常にこども・若者の視点に立った制度であることが求められることから、事業の運営自体に一部の「ぷらすメンバー」（「みんなのパートナーぽんぱー」）が参画している。

「みんなのパートナーぽんぱー」は、「ぷらすメンバー」から広く意見を聴くための工夫や、こども・若者にとって分かりやすい情報発信などについて、こども家庭庁とともに取り組んでいる。

初年度となる2023年度は、中学生～20代（社会人）の21名が運営班・企画班・広報班の3班に分かれて、こども家庭庁とともに活動を行ってきた。

具体的には、

・運営班は、多くの「ぷらすメンバー」に「いけんひろば」に参加してもらうため、「いけんひろば」の雰囲気などについて紹介する「ぷらすメンバー」向けイベント（「ぷらすメンバーの会」）などを実施した。
・企画班は、「ぷらすメンバー」からの意見を基に、「いけんひろば」のテーマの決定から実施までの企画を行った。2023年度は「安心してこどもを産み育てられるために、どんな社会になってほしいですか？」をテーマに「いけんひろば」を開催した。
・広報班は、「こども若者★いけんぷらす」を多くの人に知ってもらうため、新たに開設したInstagramなどを通して「いけんひろば」の情報発信などを行った。

図表2-4-9 「ぷらすメンバーの会」発表資料（運営班）

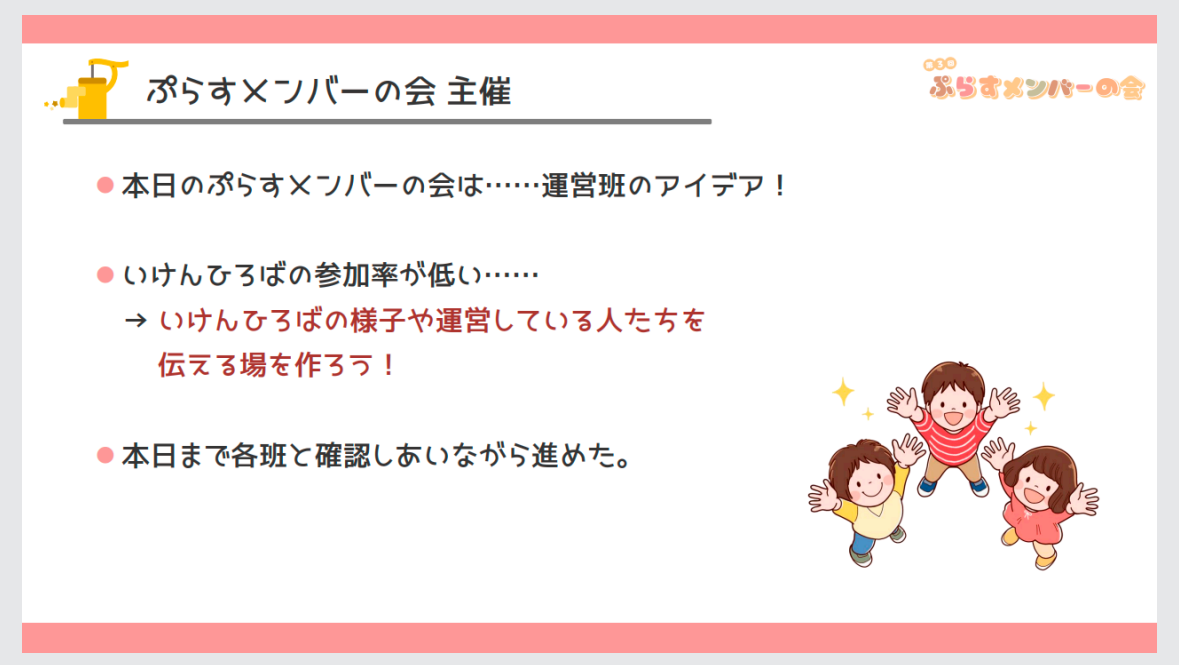

図表2-4-10 「いけんひろば」の募集要項（企画班）

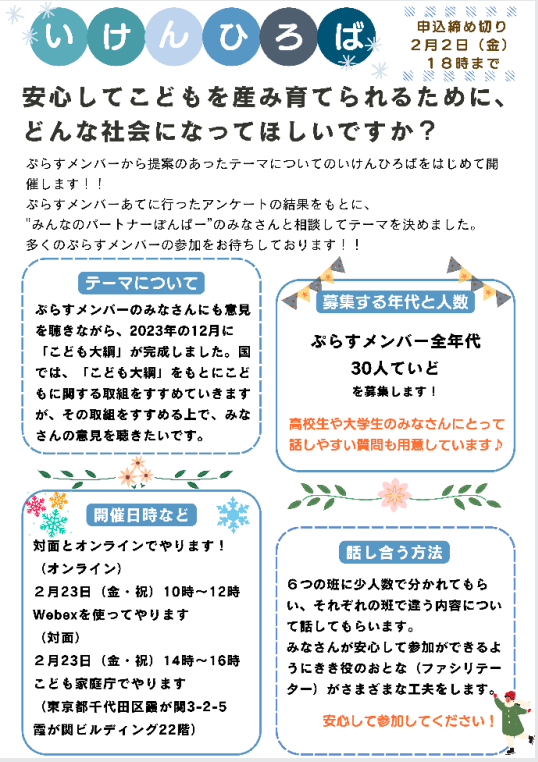

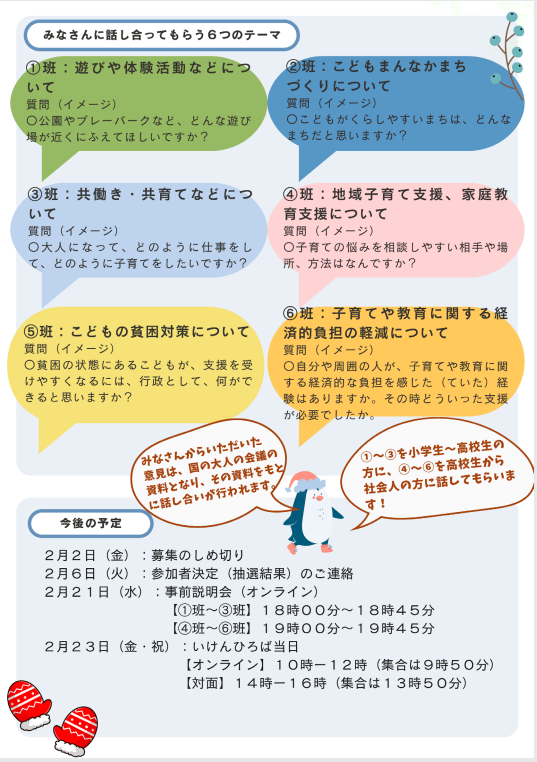

図表2-4-11 「こども若者★いけんぷらす」公式Instagram（広報班）

より良い制度に向けて

「いけんひろば」開催後に実施したアンケートでは、参加したこども・若者から「みんなの意見を聴けて良かった」、「ファシリテーターの人が自分に話をふってくれたから意見がいいやすかった」と、「いけんひろば」に関しておおむね好評をいただいている。

一方で、「ぷらすメンバー」からは、メールで連絡がくるため意見が言いたくても見落としてしまうという指摘や、東京で開催される「いけんひろば」には参加しづらいことから、東京以外での開催を望む声もある。

今後もこども・若者の声を聴き、こども・若者とともに進めていく制度となるよう、寄せられた意見や感想を基に制度の改善を図っていく。

第2節 こども施策の共通の基盤となる取組

（「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM）

ア　こども施策におけるEBPMの浸透に向けた仕組み・体制の検討・整備【こども家庭庁】

こども家庭庁では、庁内において施策の企画立案・実施を検討する上でEBPMの観点から取組が進められるよう、必要な仕組みや体制、人材育成等の在り方について検討するため、「こども家庭庁EBPM研究会」を開催し、同研究会での議論も踏まえ、庁内の職員がEBPMに取り組む際に必要な情報提供や専門・技術的な助言・支援を受けられるよう、大学・研究機関等の外部の専門家から成る「こども家庭庁EBPMアドバイザー」を設置するなど、必要な取組を実施した。

イ　成育医療等に関するシンクタンク機能の充実【こども家庭庁】

こども家庭庁では、成育医療等に関する科学的・専門的な知見を有する国立研究開発法人国立成育医療研究センターにおいて、成育医療等の施策に関する知見の収集及び分析、施策のPDCAサイクルに関する提言、自治体・医療機関等における取組を推進するための支援、情報発信の推進等の成育医療等の提供に関するデータ分析・支援等を推進することとしている[62]。

図表2-4-12　成育医療等の提供に関するデータ分析・支援等推進事業

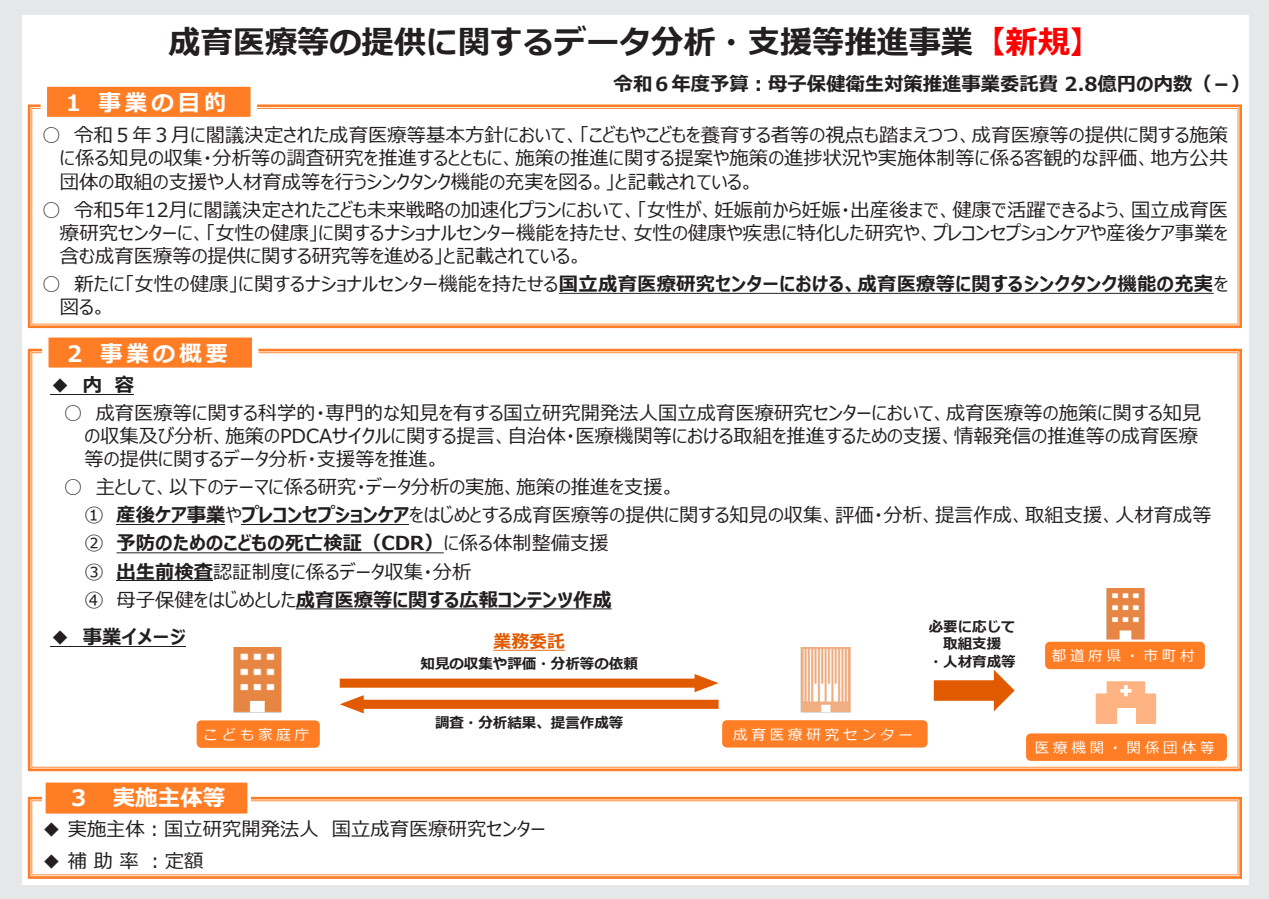

62)「成育医療等の提供に関するデータ分析・支援等推進事業」（2024年度創設）

ウ　こども施策に関するデータの整備【こども家庭庁】

こども家庭庁では、こども政策の推進に当たり、こども・若者の置かれている状況・課題を的確に把握し、データやエビデンスに基づいた政策の企画立案・評価・改善を行う観点から、2023年度においては、「こども政策の推進に関する意識調査」及び「我が国と諸外国のこどもと若者の意識に関する調査」を実施し、その結果については、こども大綱における数値目標や指標等に活用した。

エ　こども・若者に着目したウェルビーイング指標の在り方の検討【こども家庭庁】

こども家庭庁では、こども施策の推進に当たって政府全体として収集すべきデータや指標を整備する観点も踏まえ、我が国におけるこども・若者に着目したウェルビーイング指標の在り方についての検討に向けて、2023年度においては、諸外国や国際機関における先行事例を収集するため、「諸外国等におけるこどものウェルビーイングの概念と測定方法に関する調査」を実施した。

オ　エコチル調査の推進【環境省】

環境省では、こどもの健康に影響を与える化学物質や生活環境等の環境要因を明らかにするため、「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」を実施している。エコチル調査では、平成22年度から全国10万組の親子の協力を得て、大規模かつ長期のコホート研究を継続しており、この調査を着実に推進し、こども施策に関するデータの整備、エビデンスの構築を行う。得られた成果は環境リスク評価や事業者の自主的取組への反映されることが期待されるほか、化学物質の規制強化など、リスク管理体制の構築を推進し、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図るとともに、関連するこども施策につながることが期待される。

カ　こども施策に関するデータの二次利用の推進【こども家庭庁】

こども家庭庁では、所管する統計調査について、「統計法」（平成19年法律第53号）に基づく二次利用に係る事務処理要綱を整備した。

（こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援）

ア　保育人材の担い手の確保、育成、専門性の向上、キャリア形成【こども家庭庁】

こども家庭庁では、新たに保育士を目指す者に向けた資格の取得支援、保育所等におけるICT化の推進や保育補助者の雇上げの促進などによる就業継続のための環境づくり、離職者の再就職の促進などにより、保育人材確保策に総合的に取り組んでいる。新たに保育士を目指す者に向けた資格の取得支援、就業継続のための環境づくり、離職者の再就職の促進などにより、保育人材確保策に取り組んでいる。

また、各専門分野のリーダー的な役割を担う者等を対象として実施する「保育士等キャリアアップ研修」等の実施体制の確保を図るとともに、保育所等における職員の資質の向上に取り組んでいる。

イ　幼稚園教諭等の人材育成・確保に向けた調査研究の実施（再掲）【文部科学省】

参照 第2章第1節（こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実）ツ

ウ　子育て支援員研修の実施【こども家庭庁】

こども家庭庁では、都道府県・市町村等において、地域で子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者等に対し、必要となる知識や技術等を修得するための全国共通の「子育て支援員研修事業」を地域の実情に応じて実施している。

解 説 子育て支援員研修

子育て支援の各事業等に共通する「基本研修」と分野ごとの専門的な知識等の修得を目的とした「専門研修」で構成されている。なお、「専門研修」には、「地域保育コース」、「地域子育て支援コース」、「放課後児童コース」、「社会的養護コース」の4つのコースが設けられている。

エ　児童相談所職員の確保、育成、専門性の向上【こども家庭庁】

こども家庭庁では、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」において、2024年度までに児童福祉司を1,060人程度増員、2026年度までに児童心理司を950人程度増員することとしている。

オ　児童養護施設等の職員の人材育成、里親の確保【こども家庭庁】

こども家庭庁では、職員の資質向上や研修指導者の養成を目的とした研修に係る費用の補助を行う「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業」や、施設における基幹的職員を養成するために、一定の経験を有する者を対象として都道府県が実施する研修事業に対する補助を行う「基幹的職員研修事業」を実施した。また、里親のリクルートやアセスメント、登録前・登録後や委託後の里親に対する研修などを行う「里親養育包括支援（フォスタリング）事業」を実施した。

施設において、補助職員の雇上費を補助することにより、職員の業務負担を軽減する「児童養護施設等体制強化事業」を実施した。

カ　障害児支援における人材育成【こども家庭庁】

こども家庭庁では、令和4年改正児童福祉法により、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的な役割を担うことが明確化されたことを踏まえ、2023年度から「地域障害児支援体制強化事業」を実施し、児童発達支援センターにおいて、幅広い高度な専門性に基づく支援を行うことができる人材の養成や、地域の他の障害児通所支援事業所や保育所、放課後児童クラブ等に対し専門的な助言を行うなど、地域における障害児支援の質の底上げを図っている。

キ　民生委員・児童委員に対する研修の実施、担い手確保【厚生労働省、こども家庭庁】

厚生労働省及びこども家庭庁では、民生委員・児童委員が、地域住民に対する適切な相談支援を行うことができるよう、その資質の向上のための都道府県等による研修の実施や担い手確保に向けた取組を支援している。

ク　保護司活動の基盤整備の推進（再掲）【法務省】

参照 第1章第7節（非行防止と自立支援）ソ

ケ　保護司に対する研修の充実【法務省】

法務省では、近時、犯罪・非行の態様や保護観察に付された人の抱える問題の複雑化・多様化が進んでいることから、これらに適切に対応するため、若年層を含む幅広い年齢層や多様な職業分野からの保護司適任者の確保に努めるとともに、保護司研修の充実を図っている。また、近年、保護司の確保が困難になっている状況に鑑み、幅広く広報活動を行うとともに、新任保護司の不安を軽減するために、保護司の活動を組織的にサポートできるよう各種支援策の拡充・推進に努めている。

コ　保育人材に対するメンタルケア【こども家庭庁】

こども家庭庁では、園長経験者等[63]が保育

63）従前、巡回による支援の対象を若手保育士としていたところ、2024年度からは若手に限らずその他の保育士も対象とする拡充を行い、更なる支援に取り組んでいる。

所等を巡回し、現場の保育士に対して保護者への適切な対応方法等に関する助言等を行うことや、保育士の相談窓口を設置し相談しやすい体制の整備をするなどの支援に取り組んでいる。

サ　公立学校教員のメンタルヘルス対策【文部科学省】

文部科学省では、教員が疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損なうことはあってはならず、メンタルヘルス対策を一層進めていくことが重要である。このため、2023年度より新たに「公立学校教員のメンタルヘルス対策に関する調査研究事業」を実施し、採択自治体である各教育委員会において、専門家等と協力しながら、域内の自治体・学校において、**セルフケア**や**ラインケア**の充実、ICT・SNS、相談員等を活用したメンタルヘルス対策のモデル事業の実施及びその効果検証等を進めている。引き続き、教員の心身の健康の確保等を図るために、メンタルヘルス対策に取り組むこととしている。

KEYWORD

セルフケア

教職員自身が、自分自身のストレスに気付き、これに対処する知識や方法を身に付けるなど、メンタルヘルスの自己管理を行うこと。

KEYWORD

ラインケア

上司が所属職員について日常的に健康状況等を見て支援や相談対応等を行うこと。

シ　児童相談所職員のメンタルケア【こども家庭庁】

こども家庭庁では、児童相談所がこどもを守るための本来の機能を十分に発揮できるよう各児童相談所における個別面談等を通じて燃え尽き等を防止するための定着支援アドバイザー（心理職等）の配置を支援している。

ス　地域におけるこども・若者支援のための人材育成【こども家庭庁】

こども家庭庁では、ひきこもり・不登校等社会生活を営む上で困難を有するこども・若者への支援に従事する者を対象に、社会生活を営む上で困難を有するこども・若者に対するアウトリーチに必要とされる知識・技法や支援の在り方等について習得することを目的とした「アウトリーチ（訪問支援）研修」や、適切な支援を行うために必要な知見等の習得を目的とした「相談業務研修」を実施している。また、ひきこもり等の困難な状態に陥ることを未然に防ぐ活動の担い手を養成するため、ピアサポートの充実等を図るための研修を実施している。

セ　「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた関係者による連携の推進【こども家庭庁】

「はじめの100か月の育ちビジョン」では、社会の全ての人と共有したい基本的な視点として、こどもの誕生前から切れ目なく育ちを支えることや、保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をすること、こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増すことなどを掲げている。

こども家庭庁では、この内容を実現するため、社会全体や専門職、保護者・養育者、関心層に向けた「はじめの100か月の育ちビジョン」の内容の普及啓発、乳幼児や保護者と地域の人々や活動をつなぐコーディネーターの養成、「アタッチメント（愛着）」や「遊びと体験」が乳幼児の育ちに与える影響等に関する調査研究を進めている。

これらの取組を始め、「はじめの100か月の育ちビジョン」の推進のために関連施策を総合的に推進していく。

ソ　こどもまんなか社会実現プラットフォーム（仮称）の設立と運営、情報発信【こども家庭庁】

こども家庭庁では、こどもや若者、子育て家庭に対し、地域で支援を行っている様々な個人や民間団体、企業との対話・連携・協働を強化・推進していくため、「こどもまんなか社会実現プラットフォーム（仮称）」を設立するための準備会合を2023年度に計6回開催した。

（地域における包括的な支援体制の構築・強化）

ア　地域におけるこども・若者支援のための体制整備（再掲）【こども家庭庁】

参照 第1章第4節（必要な支援を促す取組）イ

イ　法務少年支援センターによる地域援助の推進（再掲）【法務省】

参照 第1章第7節（非行防止と自立支援）シ

ウ　保護観察所による更生保護に関する地域援助等の推進（再掲）【法務省】

参照 第1章第7節（非行防止と自立支援）ス

エ　こども家庭センターの体制整備（再掲）【こども家庭庁】

参照 第1章第6節（児童虐待防止対策等の更なる強化）ア

オ　こどもデータ連携実証事業の実施・ガイドラインの作成【こども家庭庁】

こども家庭庁では、地方公共団体において、個々のこどもや家庭の状況や利用している支援等に関する教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えて連携させることを通じて、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる「こどもデータ連携」の取組について、全国14の地方公共団体の協力の下、実証事業を実施した。また、実証事業で得られた知見等を基に、利用するデータ項目の選定や個人情報の適正な取扱い、適切な仕組みの構築、支援への接続方法等の課題について検討し、「こどもデータ連携ガイドライン（素案）」を作成した。

（子育てに係る手続・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信）

ア　こども政策DXの推進【こども家庭庁】

制度があっても現場で使いづらい・執行しづらいという状況にならないよう、「こども政策DX」を推進している。プッシュ型通知や、デジタル技術を活用した手続等の簡素化、データ連携、様々な手続をワンストップで行うことができる窓口の整備、申請書類・帳票類の簡素化・統一化など、子育て当事者等の利便性向上や子育て関連事業者・地方公共団体等の手続・事務負担の軽減に資する取組を進めている。

KEYWORD

DX

デジタルトランスフォーメーション。進化し続けるテクノロジーが人々の生活を豊かにすること。

イ　こども政策DX見本市開催事業の実施【こども家庭庁】

令和5年度補正予算事業として、地方公共団体や保育施設等の子育て関連事業者等がこども政策DXや業務のデジタル化・ICT化を効果的に進められるよう、高度な専門性や人的資源を豊富に有する質の高い事業者を選定できる場として「こども政策DX見本市」を開催することとしている。見本市の開催により、先進事例等の効率的な横展開を進めるとともに、こども・子育て分野におけるデジタル技術・サービスを提供する事業者と地方公共団体等との協働・連携を推進していくこと

としている。

ウ　こども政策DXの実現に向けた実証事業の実施【こども家庭庁】

令和5年度補正予算事業として、地方公共団体や子育て関連事業者等が行政手続や事務処理等のデジタル化・ICT化や**生成AI**の利用等を効果的に進められるよう、こども政策DXに係るモデル事業等を短期集中で実施し、効果や課題、留意点等をまとめた報告書やガイドライン等を作成し、横展開を図る事業を実施することとしている。また、特に手続負担や業務負担が大きいとされる保育現場でのDXについて、デジタル行財政改革の積極的な推進の観点から、取組の具体化に向けた調査研究を実施することとしている。

KEYWORD

生成AI

文章や画像等のコンテンツを生成できるAIのこと。

（こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革）

ア　「こどもまんなかアクション」の推進【こども家庭庁】

こども家庭庁では、「こども未来戦略」に基づき、こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革として「こどもまんなかアクション」を推進している。

具体的には、「こどもまんなか」の趣旨に賛同する企業・個人・地方自治体などに「こどもまんなか応援サポーター」になっていただく取組や、好事例の周知、「こどもまんなか月間」の実施、全国各地域でのリレーションポジウムの開催等を行った。

イ　こども連れの方が移動しやすい環境整備【国土交通省】

国土交通省では、鉄道やバスなどにおけるベビーカー使用者のためのフリースペース等の設置や分かりやすい案内の促進とともに、公共交通機関等において、「ベビーカーの安全な使用」や「ベビーカー利用への理解・配慮」について普及啓発を図るため、ベビーカー利用に関するキャンペーンを実施するなど、妊産婦や乳幼児連れの方を含め、配慮が必要な方に対して、お互いに理解・協力いただけるよう、継続的に働きかけを行っている。

また、こども連れ旅行者にやさしい旅行の気運醸成を図っている。

ウ　結婚・子育てを応援する機運の醸成等【こども家庭庁】

こども家庭庁では、地方公共団体が実施する、企業や民間団体を含めた地域全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成、男性の育休取得と家事・育児参画の促進などの結婚・子育てに温かい社会づくり・機運の醸成を図る取組に対し、「地域少子化対策重点推進交付金」により支援している。

令和5年度補正予算においては、「地域全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成」を新たな重点メニュー（補助率を2分の1から3分の2にかさ上げ）として支援した。

エ　結婚や子育てに関する若い世代を主体とする情報発信等【こども家庭庁】

こども家庭庁では、多様な価値観・考え方を大前提として、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていくことができるよう、若い世代主体のプロジェクトチームによる若い世代の視点に立った情報発信の企画・立案に向けたヒアリング等を実施した。

第3節 施策の推進体制等

（国における推進体制）

ア　こども政策推進会議【こども家庭庁】

こども家庭庁では、**こども政策推進会議**において、会長である内閣総理大臣から、こども大綱の案の作成について**こども家庭審議会**に諮問することが決定された。その後、こども家庭審議会からの答申を踏まえ、同会議においてこども大綱の案を決定し、2023年12月22日に閣議決定した。

関係府省庁の局長級から成る幹事会を活用し、こども施策の実施の推進及び関係行政機関相互の調整等を行った。

参照 特集①　「こども大綱」

KEYWORD

こども政策推進会議

こども家庭庁に置かれる特別の機関であり、内閣総理大臣を会長とし、全ての閣僚を構成員に指定している。こども施策に関する重要事項の審議や、こども施策の実施の推進等を行う。

KEYWORD

こども家庭審議会

こども家庭庁に置かれる審議会。こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する重要事項等を調査審議する。

イ　こどもまんなか実行計画によるPDCAとこども大綱の見直し【こども家庭庁】

こども家庭庁では、こども・若者や子育て当事者からの意見や、こども家庭審議会での議論を踏まえて、2024年5月31日、こども政策推進会議において、こども大綱に基づき具体的に取り組む施策を「こどもまんなか実行計画2024」として取りまとめた。

こども家庭審議会で、施策の実施状況や、こども大綱に掲げた数値目標・指標などを検証・評価し、その結果を踏まえて毎年こども政策推進会議で「こどもまんなか実行計画」を改定し、関係府省庁の予算概算要求などに反映することで、継続的に施策の点検と見直しを図っていくこととしている。

ウ　こども家庭審議会【こども家庭庁】

こども家庭庁に置かれたこども家庭審議会では、3分科会と8部会が設置され、内閣総理大臣からの諮問を受けたこども大綱等についての調査審議を始め、それぞれの所掌事務について精力的に調査審議を行った。こども大綱の策定に向けた議論においては、こども家庭審議会の委員が、こども・若者、子育て当事者等から、対面・オンライン・チャット、団体ヒアリング、児童館や児童養護施設への訪問など、様々な方法で意見を聴き、また、パブリックコメントやアンケートも実施し、それらの意見を踏まえ、2023年12月1日に内閣総理大臣へ答申を行った。

エ　全ての施策においてこども・若者の視点や権利を主流化するための取組の在り方【こども家庭庁】

こども家庭庁では、国際社会の動向や諸外国の取組を参考にしつつ、各種施策を企画立案・実施するに当たり、こどもや若者に与える影響を事前又は事後に評価する取組の在り方について調査研究を行うこととしている。

（自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携）

ア　こども施策に関する計画を自治体こども計画として一体的に策定する地方公共団体の支援【こども家庭庁】

こども家庭庁では、こども政策推進事業費補助金（自治体こども計画策定支援事業）に

より、都道府県及び市町村における、①自治体こども計画を策定するために必要な調査（こどもや子育て当事者等からの意見聴取等、資源量の把握等に係る取組）や、②調査結果を踏まえた自治体こども計画の策定（自治体こども計画の策定に向けた検討会議等の運営等に係る取組）に対する経費の支援を行った。

さらに、自治体が策定するこどもに関する計画を一体的に策定している事例や、こどもや子育て当事者等からの意見を積極的に聴きながら計画作成を進める事例等を横展開し、自治体職員の計画策定業務の参考として役立ててもらうため、地域の実情に合わせた自治体こども計画の策定のための策定手順や留意点、自治体の事例をまとめたガイドラインを作成し、2024年5月24日に公表した。

イ　自治体こども計画の策定・推進状況やこどもに関する基本的な方針・施策を定めた条例の策定状況についての「見える化」【こども家庭庁】

こども家庭庁では、自治体こども計画の策定・推進状況を把握するため、2023年度においては、都道府県及び市町村における既存のこどもに関する計画の策定状況に加え、一体的に策定している関連計画の有無や内容、計画策定の取りまとめ主体となる部局や計画の内容を検討する審議会等の実施状況、計画策定に当たっての意見聴取の方法、自治体こども計画を策定する予定について調査を行った。

あわせて、こどもに関する基本的な方針・施策について定めた条例の有無についても調査を行った。

ウ　国と地方の協議の場の開催等【こども家庭庁】

こども家庭庁では、国と地方が連携を強化すべく、政府と地方三団体の長等とが率直な意見交換を行うため、2023年5月及び10月に「こども政策に関する国と地方の協議の場」を開催した。さらに、「全国こども関係部局長会議」及び「全国こども政策主管課長会議」を開催し、国の施策等の周知を行った。

（国際的な連携・協力）

ア　GPeVACのパスファインディング国としての取組【こども家庭庁、関係省庁】

「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ」（GPeVAC）の**パスファインディング国**として、2021年8月に策定した「子どもに対する暴力撲滅行動計画」のフォローアップを行うため、関係省庁やステークホルダーの出席の下、2024年3月に「子どもに対する暴力撲滅円卓会議ワーキング・グループ」第5回会合を開催した。

KEYWORD

パスファインディング国

自国内のこどもに対する暴力撲滅に向けて取り組むことをコミットする国のこと。

イ　条約を踏まえた国内施策の実施等【こども家庭庁、外務省、関係省庁】

我が国は、児童の権利に関する条約、武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書及び児童の売買等に関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締約国である。2017年に第4回・第5回政府報告を児童の権利委員会に提出し、2019年1月の対日政府審査の後、同年2月、同委員会による総括所見（最終版の公表は3月。）が公表された。我が国は、総括所見の趣旨も踏まえつつ、同条約の実施確保に努めている。

児童の権利委員会では、2017年から我が国出身者が委員を務めている。同委員は2021年から2期目を務めており、同年5月から2年の間、同委員会委員長を務めた。

ウ 「ビジネスと人権」に関する行動計画に基づく取組の推進【外務省、関係省庁】

国連人権理事会において支持された「ビジネスと人権に関する指導原則」を受け、日本政府は、2020年に「ビジネスと人権」に関する行動計画を策定した。本行動計画では、「子どもの権利の保護・促進」も取り上げており、政府として、企業活動における人権尊重の促進に取り組んでいる。

2022年には、業種横断的な人権デュー・ディリジェンスに関するガイドラインを策定したことに加え、2023年には、公共調達における人権配慮に関する政府の方針についての決定を行った。また、国内の中小企業や海外に進出する日本企業に対するセミナー等の実施を通じ、ビジネスと人権の普及・促進に努めているところである。

エ 国際的な情報発信、日本の取組・考え方についての情報発信【こども家庭庁、外務省】

我が国は、国連人権理事会及び国連総会第3委員会などの国連における児童に関する議論に積極的に参加するとともに、二国間の対話や多国間フォーラムの機会を活用し、我が国のこども分野における取組についての説明・情報発信を行っている。

こども家庭庁では、こども家庭庁設置法とこども大綱の概要の英訳版を作成し、こども家庭庁ホームページに公表している。また、日中韓の3か国で、少子高齢化問題について情報共有や議論を行う第11回「日中韓少子高齢化セミナー」が2023年7月に韓国で開催され、こども家庭庁からは、こども家庭庁の概要、「こども未来戦略方針」の概要、こども大綱の検討状況について説明を行った。さらに、今後、少子化対策などについての対話を継続することについて、協力覚書を更新した。

オ 国際機関との連携【こども家庭庁、外務省】

こども家庭庁では、2023年11月に国連児童基金（ユニセフ）に我が国のこども施策について情報提供するとともに、意見交換を行った。

注目事例⑫ 「新型コロナウイルス感染症流行による親子の生活と健康への影響に関する実態調査」（国立研究開発法人国立成育医療研究センターからの寄稿）

新型コロナウイルス感染症の流行及び感染症対策は、休校、学級閉鎖、行動制限など、こどもを取り巻く環境に様々な変化をもたらした。例えば、屋内で過ごす時間が増え、スクリーンタイムやソーシャルメディアを使用するこどもが増えた。休校により、バランスのとれた給食を食べる機会が減ったことで、こどもの食生活が変化した。リモートワークの推進により、家庭内の状況が変化した。親戚や近所など人との交流が減り、親子の社会的孤立、経済状況の悪化による貧困、児童虐待、家庭内暴力の増加など社会的影響が懸念されている。このような変化により、肥満の増加や体力低下に加えて、抑うつ・不安の増加、自殺の増加など様々な健康への影響が指摘されている。

新型コロナウイルス感染症流行前から、様々な社会的課題は指摘されていたが、新型コロナウイルス感染症流行により、これらの社会的な課題が顕在化し、悪化したと考えられている。

そうした状況においてもこどもが心身ともに健康に育つように対応策を講じるため、国立成育医療研究センターでは、全国の親子を対象とした調査を実施している。インターネットによる調査は、2020年春より、郵送による調査は、2020年秋に開始している。郵送による調査は、毎年秋に実施され、小学5年生～高校1年生のこども及びその保護者を対象としている。対象者は、性別、年齢ごとの全国のランダムサンプリングにより選定されている。

この郵送による調査結果から、こどもの孤独感やこどもとその保護者の心の健康が、コロナ禍においてどのように変化したかについて説明する。

図表2-4-13 こどもの抑うつ傾向

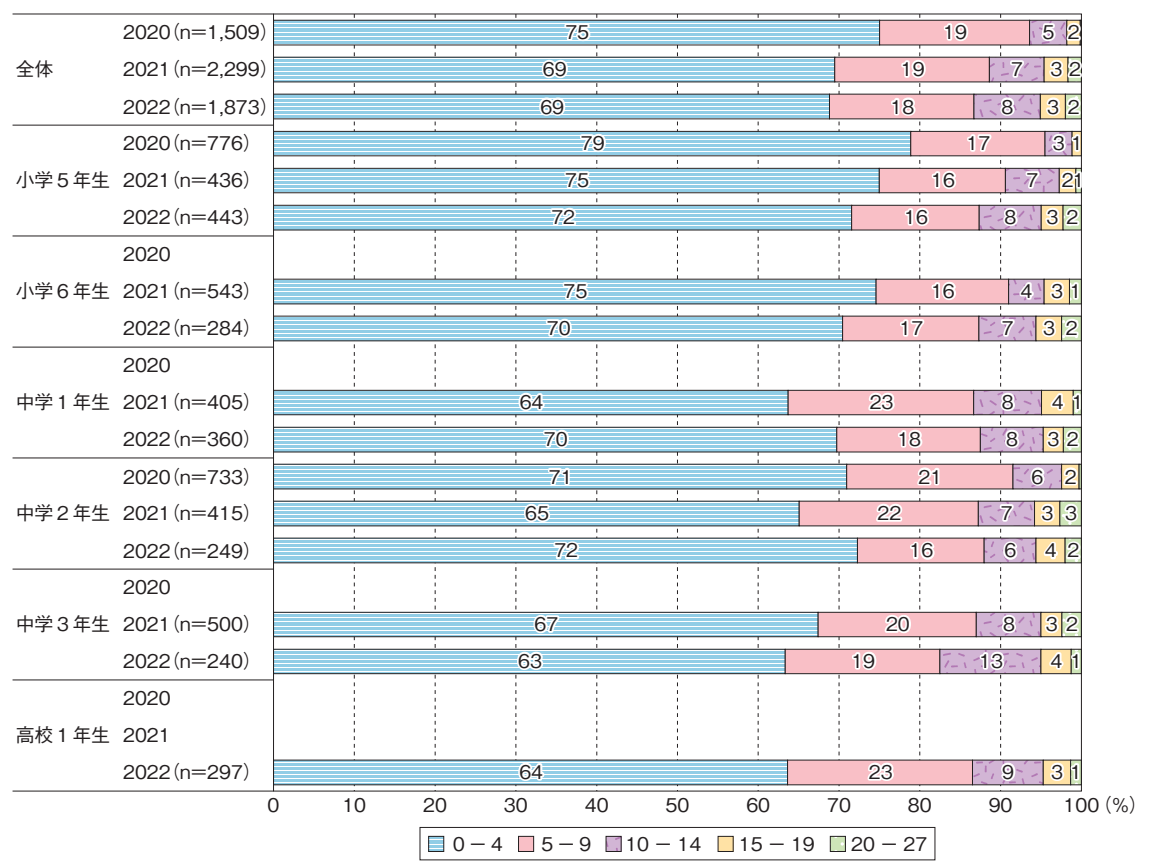

こどもの抑うつ傾向

理由もないのに気分が落ち込むことを「抑うつ」状態という。抑うつの指標は、国際的に広く使われている指標であるPatient Health Questionnaire for Adolescentsを用いた。2020年から2022年にかけて、抑うつ傾向が「中等度以上[64]」となったこどもは増えており、小学校5年生から高校1年生までの全体では、2020年6%、2021年11%、2022年13%となっている。

また、Patient Health Questionnaire for Adolescentsの9つの質問[65]のうち、特に、「疲れた感じがする、または気力がない」「自分はダメな人間または失敗者だと感じる」「学校の勉強、読書、またはテレビを見ることなどに集中するのが難しい」という3つの項目で増加が見られた。

図表2-4-14 「疲れた感じがする、または気力がない」

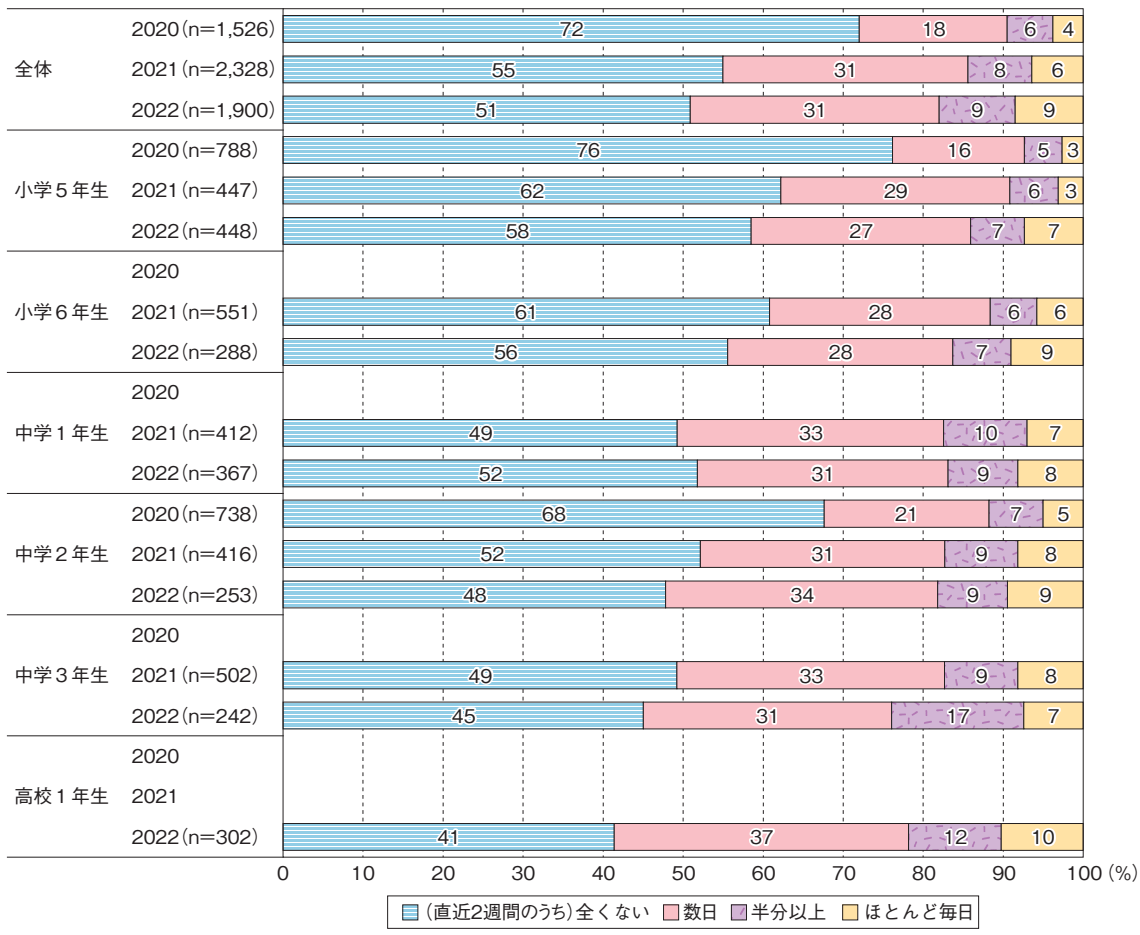

64) 中等度以上とは、合計点が10点以上の場合を指す。Patient Health Questionnaire for Adolescentsでは、合計得点が0点から4点の場合、「まったく症状がみられない、もしくは最小程度のうつ症状」、5点から9点の場合、「軽度のうつ症状」、10点から14点の場合、「中等度のうつ症状」、15点から19点の場合、「やや重度のうつ症状」、20点から27点の場合、「重度のうつ症状」と評価する。

65) ①気分が落ち込む、ゆううつになる、いらいらする、または絶望的な気持ちになる、②物事に対してほとんど興味がない、または楽しめない、③寝つきが悪い、途中で目が覚める、または逆に眠りすぎる、④あまり食欲がない、体重が減る、または食べ過ぎる、⑤疲れた感じがする、または気力がない、⑥自分はダメな人間または失敗者だと感じる、⑦学校の勉強、読書、またはテレビを見ることなどに集中するのが難しい、⑧他人が気づくくらいに動きや話し方が遅くなる、⑨死んだ方がいい、または自分を何かしらの方法で傷つけようと思ったことがある

図表2-4-15 「自分はダメな人間または失敗者だと感じる、または自分自身あるいは家族をがっかりさせていると思う」

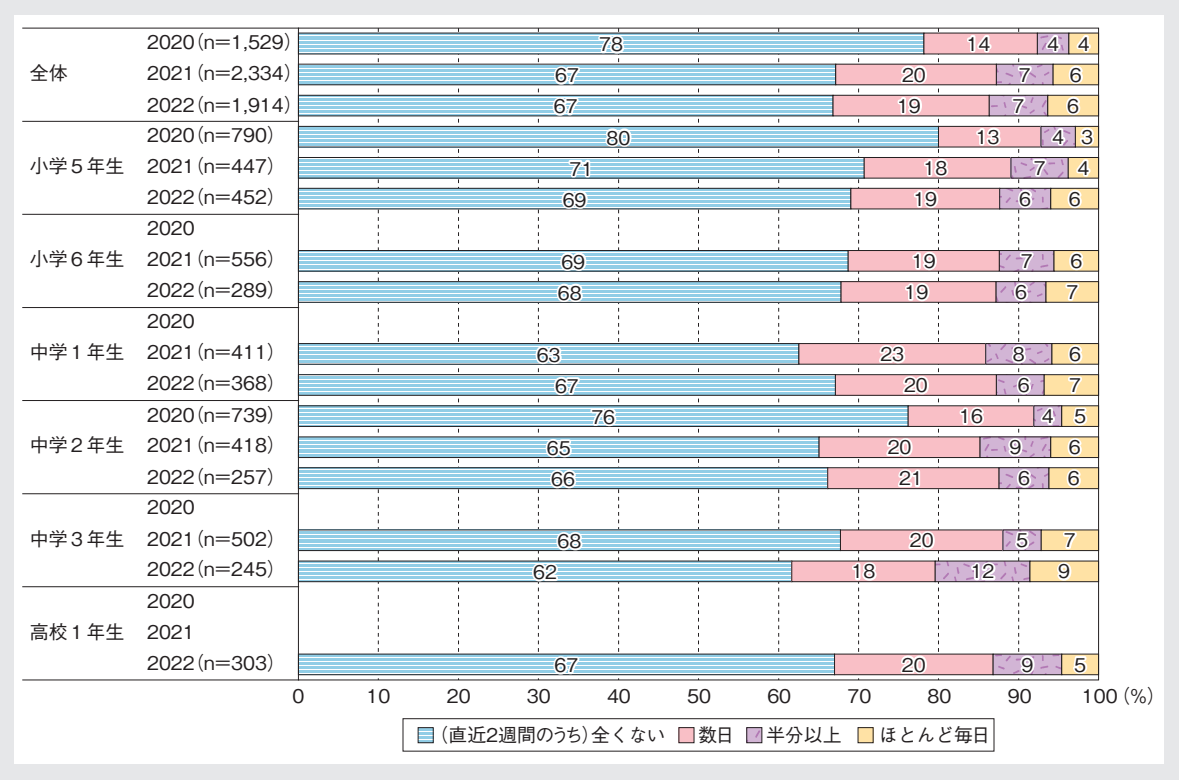

図表2-4-16 「学校の勉強、読書、またはテレビを見ることなどに集中するのが難しい」

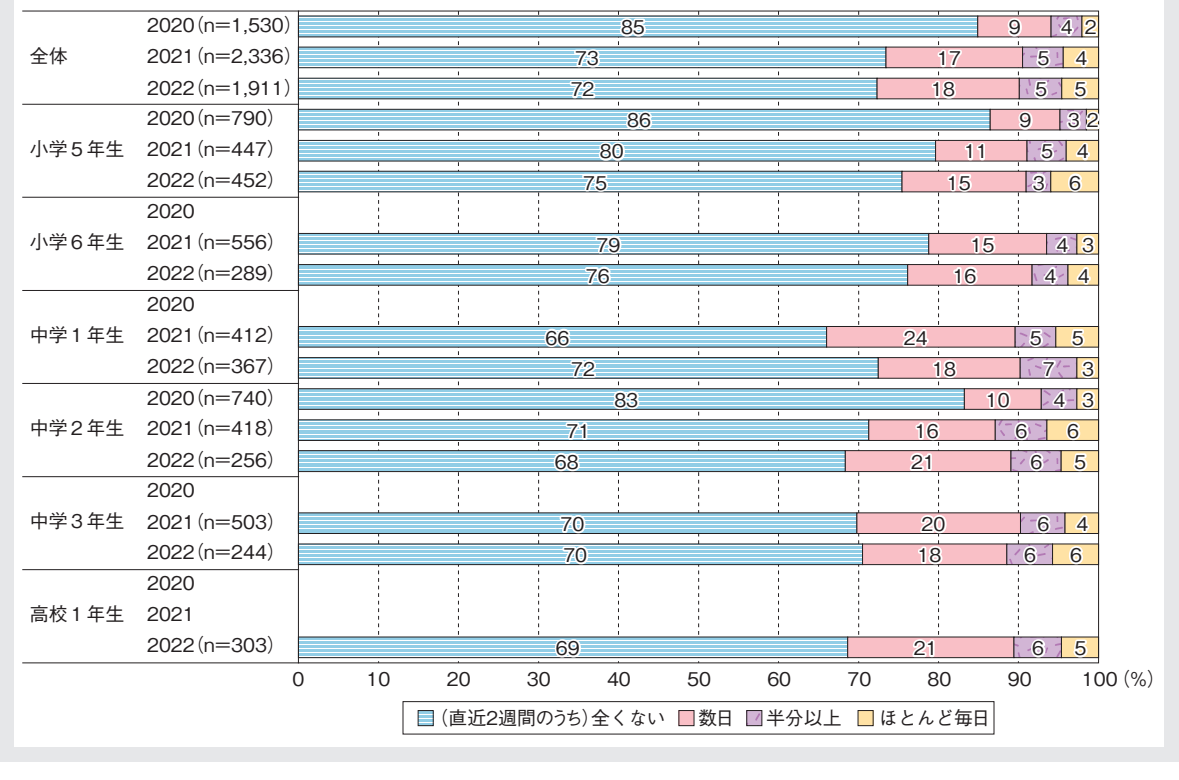

こどもの強さと困難さ

先行きが見えないコロナ禍では、こどもの様子に変化が見られることが懸念される。そこで、英国で開発されたSDQ（Strength and Difficulties Questionnaire：こどもの強さと困難さアンケート）に基づいて、「こどもの強さと困難さ」に関するアンケートを実施した。こどもの強みに関する指標の「向社会性」とは、他人を助けることや他人に対して積極的な態度や行動を示すことで、点数が高いほど向社会性が高いとされている。小学校5年生から高校1年生までの全体において、2021年の6.1点から2022年は6.6点に向上した。

困難さに関する指標は、「仲間関係の問題」「多動/不注意」「情緒の問題」「行為の問題」から構成され、点数が高いほど困難さを感じているとされているが、小学校5年生から高校1年生までの全体において、2021年の8.0点から、2022年の7.7点へと改善している。ただし、小学6年生と中学3年生では、困難さが増している。

図表2-4-17 向社会性

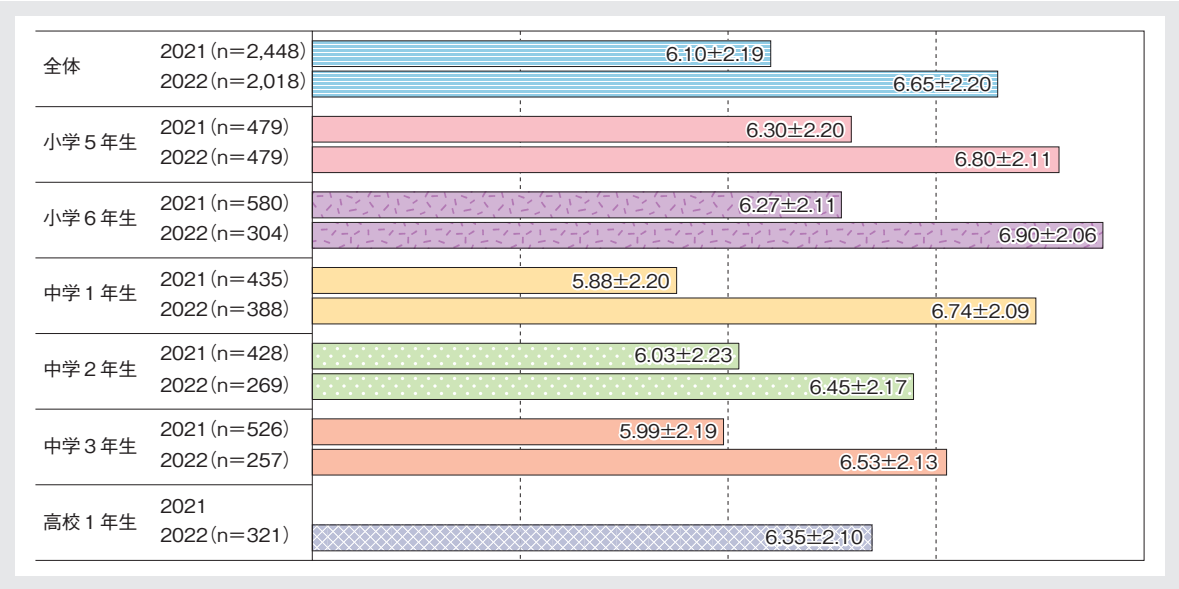

図表2-4-18 困難さに関する指標

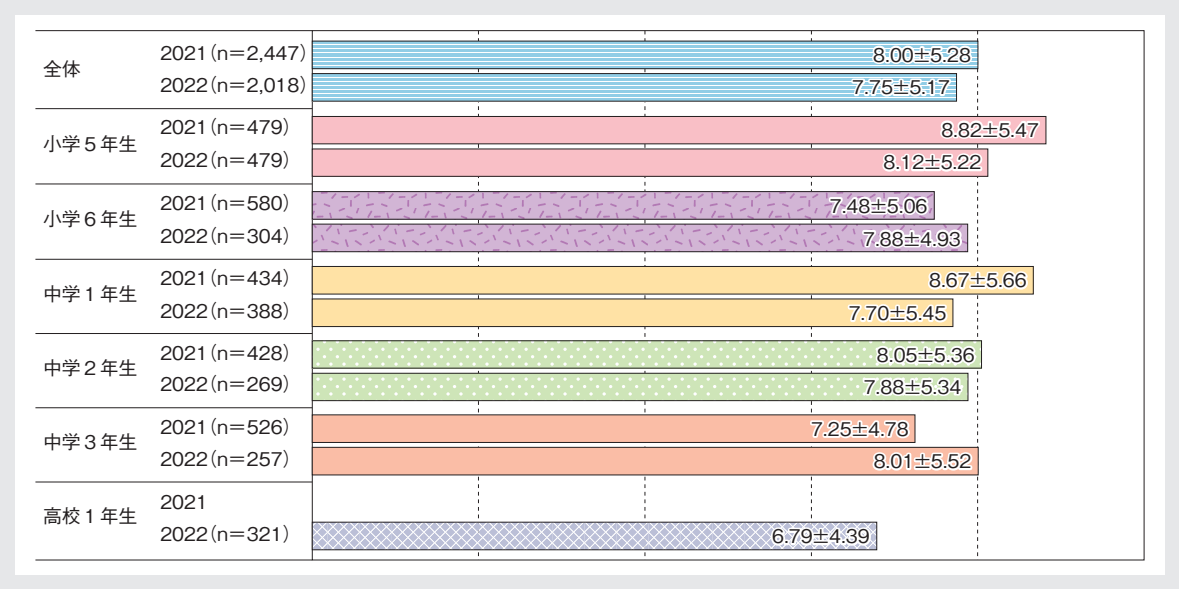

孤独感

休校や外出自粛により、友達や先生と会う機会が減った。さらに、学校の授業がオンライン学習に移行し、課外活動が減ったことで、対面でのコミュニケーションが減った。家庭の経済的な不安など様々な変化で、大人に話し掛けづらくなったこどもがいる。こどもが孤独に感じると、抑うつなど精神不調が起きやすいことが指摘されている。

そこで、UCLA孤独感尺度という指標を用いて、コロナ禍でこどもがどれぐらい孤独を感じるかを調べた。これは、孤独感に関連する3項目の質問[66]への回答を点数化したもので、点数が高いほど孤独感が強いとされている。小学校5年生から高校1年生までの全体では、2021年から2022年にかけて、孤独感に大きな変化はなく、改善は見られない（いずれも全体の平均は1.7点）。

図表2-4-19 孤独感

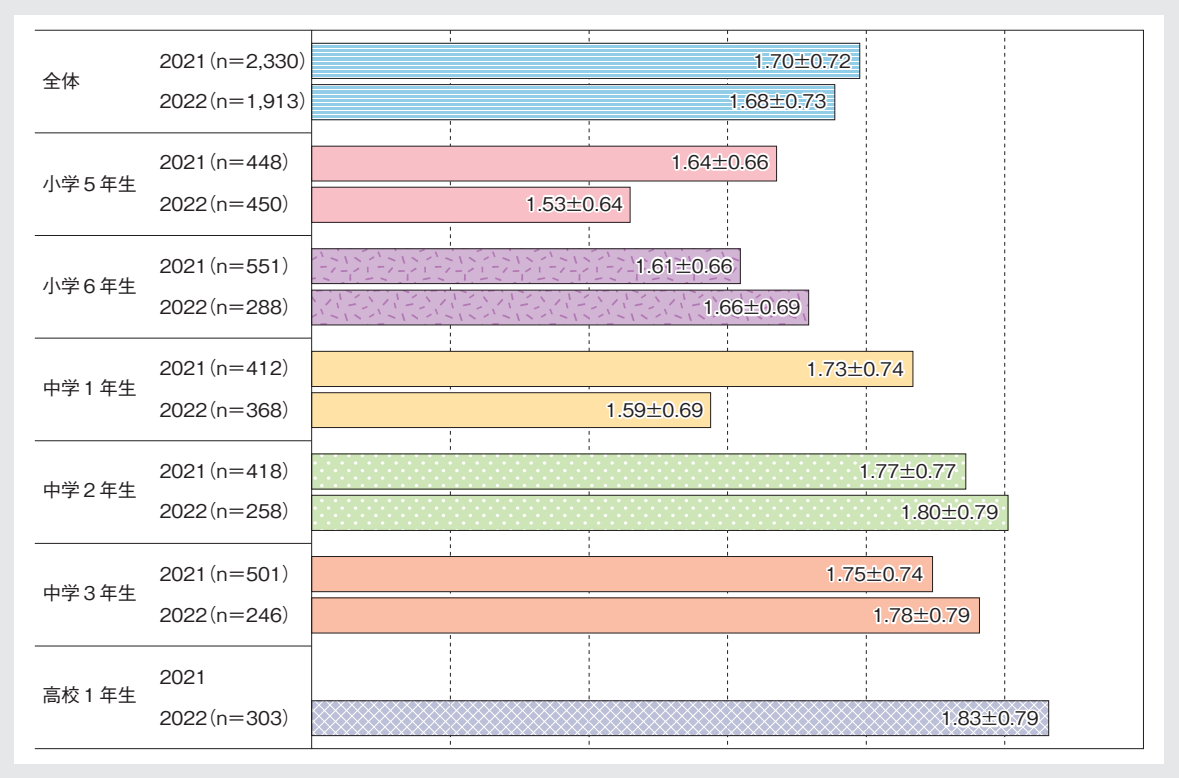

保護者のこころの状態

保護者のこころの状態を測る方法に「日本語版K6」という方法がある。これは、最近1か月間に質問にあげたことがあったかを尋ね、それぞれ質問に対して、「全くない」「少しだけ」「ときどき」「たいてい」「いつも」の5段階で答えてもらい、それを点数化したものである。点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性があるとされている。

小学校5年生から高校1年生までの保護者の全体では、「こころに何等かの負担がある状態（合計点5点以上）」の割合は、2020年には39%だったが、2022年には28%に減少しており、「深刻なこころの状態のおそれがある状態（合計点が13点以上）」の割合も、2021年に7%から、2022年は6%へと減少しており、改善が見られる。

66）①自分には人との付き合いがないと感じることがありますか、②自分は取り残されていると感じることがありますか、③自分は他の人たちから孤立していると感じることはありますか

図表2-4-20 保護者のこころの状態

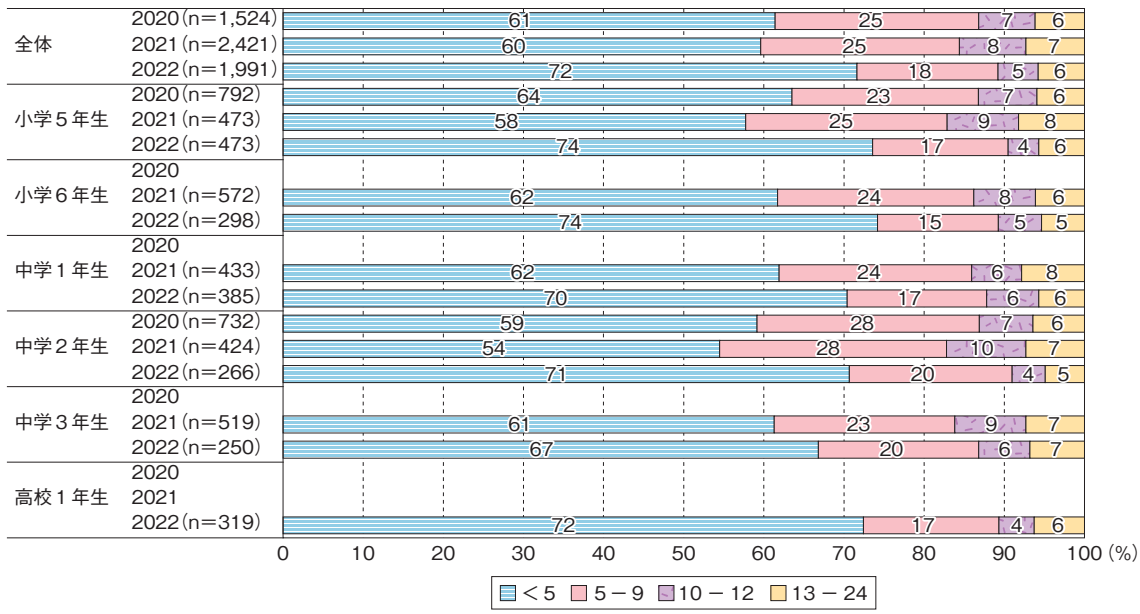

まとめ

2020年から2021年にかけての新型コロナウイルス感染症が猛威を奮ったピーク期に厳しい行動制限が課された状態から、感染者が減少し制限が少しずつ緩和され、日常生活への回復の兆しが見え始めた2022年にかけて、保護者から見たこどもの「強み」に関する「向社会性」は改善した。「困難さ」は学年でばらつきはあるものの、全体としては低減傾向であった。新型コロナウイルスピーク期（2020年）には、厳しい行動制限下で友人や親戚に自由に会えず、遊びも限定される中でストレスを抱えて、こどもの強さと困難さに悪影響を与えていた可能性があると考えられる。

さらに、こども本人にたずねた、抑うつの症状に関しては全体的には改善しておらず、むしろ悪化傾向にあった。抑うつの原因の一つであるこどもの孤独感についても2022年時点で改善していない。日常生活へと回復し始めたとはいえ、まだまだ制限の多い状況下において、こどもの精神的健康への影響が懸念される。こどもの孤独感を防ぐには、家庭で一緒にできる趣味や活動を一緒に探し、こどもが新しいスキルを学んだり、創造的な表現を行ったりする機会を提供すると良い。また、運動や散歩など身体を動かす活動は身体的健康度のみならず、精神的健康度を上げることが期待できる。

なお、保護者の心の状態については、新型コロナウイルス感染症流行期（2020年から2021年）から、日常への回復始期（2022年）にかけて、「こころの負担を抱えている」「深刻なこころの状態のおそれがある」のいずれの状態の割合も減少している。大人はこどもよりもレジリエンスが高く、ショックからの回復が早いと考えられる。逆に言えば、こどもたちは、厳しい行動制限などを受けた場合に、影響を受ける期間が大人よりも長くなる可能性があり、その成長過程における長期間に影響を及ぼすという点を考慮しながら対策を検討していく必要がある。

コロナ禍では、様々な環境変化があったが、外出や行事の自粛など短期的な影響に加えて、インターネット使用の加速や保護者のリモートワークなど中長期的な影響が見られた。このような環境変化によるこどもへの良い影響、悪い影響、どちらも注視していくことが望まれる。

（寄稿者：国立成育医療研究センター　石塚　一枝、森崎　菜穂）